

敦賀論叢（敦賀短期大学紀要）第26号 抜刷
2012年3月1日発行

「天正地震」と越前・若狭

外岡 慎一郎

「天正地震」と越前・若狭

外岡 慎一郎

はじめに

天正元年 11 月 29 日（グレゴリウス暦 1586 年 1 月 18 日）の深夜¹⁾、巨大地震が発生し近畿・東海・北陸地方に多大な被害をもたらした。天正年間（1573～1592）に日本列島を揺るがした地震は数多く記録されているが、「天正地震」と称する場合はもっぱらこの地震をいう。

「天正地震」にかかる被災を伝える史料は、地域的にはもちろん年代的にも広範に存在している。飯田汲事はこれら史料を精力的に収集し、地震学の知見によって「天正地震」の実像を描くべく『天正大地震』（名古屋大学出版会、1987 年、以下、飯田 1987 と略記）を著した。飯田はここで、震央は養老断層の南東延長部と伊勢湾断層の北西延長部がぶつかる伊勢湾内、地震規模は M8.1 と推定されるという見解を示したが、「天正地震」の評価については、なお未確定の部分が多いようである²⁾。

本稿の目的は、「天正地震」にかかる越前・若狭地域の被害状況を伝える文献史料を解析し、地震研究の基礎となり得る、有用な歴史情報を抽出することにある。エリアを限定した理由はふたつ。ひとつは筆者が当面有している情報量の限界で、「天正地震」にかかる被災の全容を文献史料解析によって把握するまでの時間がなかったことによる。本稿にあたえられた紙幅もこの前提で適度なものである。もうひとつは、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故をうけ、福井県敦賀市に居住する者として、まずは生活者の視点で過去の地震被害に向き合いたいと考えたことによる。

以下、関係史料を掲げ、読み解いていく。

1. 「天正地震」における越前・若狭の被災とその史料

（1）『兼見卿記』

『兼見卿記』は、京都吉田神社の神主吉田兼見（1535～1610）の日記で、現在、元龜元（1570）年から慶長 14（1609）年までの分が伝えられている。

史料解析を進める便宜上、煩雑ではあるが『兼見卿記』の現状について略記しておく。『兼見卿記』は、元龜元(1570)年から文禄元(1592)年に至る20冊の写本(謄写)が東京大学史料編纂所に、文禄2(1593)年から慶長14(1609)年に至る12冊の自筆原本が天理図書館に所蔵されている。それぞれ欠年(欠失部分)を含む。史料編纂所本の中核を占める旧吉田家蔵本の写本18冊は、明治18(1885)年の写になり、原本は戦禍により焼失したという。

その『兼見卿記』天正13年11月29日条以下に「天正地震」にかかる記述がある。なお、史料引用は『大日本史料』(東京大学史料編纂所編)第11編-23に拠った。

(十一月)

廿九日、乙丑、子刻大地震、屋宅既ユリ壊躰也、暫時不止、地妖凶事如何、卅日、丙寅、昨夜地動神壇石懸多分崩、文庫二階之軒丑寅一間計カケテ落、(中略)入夜大地震、昨夜之少輕、

廿九日地震二壬生之堂壊之、所々在家ユリ壊数多死云々、丹後・若州・越州浦辺、波ヲ打上、在家悉押流、人死事不知数云々、江州・勢州以外人死云々(下略)

(十二月)

十七日、癸未、越州佐竹出羽守書状到来、云、妹今度大地震私宅壊落死去、青女兄弟也、

逐語訳は煩雑になるので避けるが、11月29日の深夜0時(子刻)頃に大地震があり、「屋宅」(兼見の住居)が壊れるばかりに揺れ(ユリ)暫く止まなかったことがまず記される。「地妖凶事如何」とは、「地妖(地異)は凶事を示すか?」というような意味に取れる。兼見が神職にあることにもよるが、中世という時代に日記を記した貴族・僧侶などが天変地異に遭遇した時の受け止め方は大方そのようなものであって、眼前の天変地異を天道ないし仏神の言説としてどのように読み解くかが関心の中心を占めた。したがって、まずは各分野の学者等に解釈を求め、その回答(報告書、「勘文」かんもん という)を得て対応を決めることになる。このときは「以外凶事」(もつてのほかの凶事)と読み解く報告が相次ぎ、禁中(天皇御所)で祈祷がこなわれることになった(前掲引用部に続く『兼見卿記』の記事に拠る)。

訳を続ける。30日の記事では、昨夜の地震(昨夜地動)で「神壇」(祭壇)の「石懸」(石垣)が大部分崩壊し(「多分崩」)文庫の二階の軒(板)が丑寅(北東)一間(約180cm)ばかり(「計」)欠け落ちたことが記される。これらは吉田神社の被災の一部である。なお、現在の時制からすれば子刻以降は30日に

属することになるが、当時は「昨夜」のうちである。

さて、ここで再び「廿九日」が登場する。結論から言えば、この部分以降は後日の追記である。そもそも、古代・中世の日記は、みずからの備忘であるより、第一義的には子孫に向けてのこされる先例記録である。したがって、日々メモ的に記される原初の日記は、後日、記主本人によって記事の整除・補訂とともに清書され、子孫の参照に備えられるのが原則であった。『兼見卿記』においても、天理図書館所蔵自筆本のうち、年次の古い第1冊・第2冊は清書本で、第3冊以降は原初の形態であったことが確認されている³⁾。年次的に天理図書館本より早い年代の日記である東京大学史料編纂所本が清書本であった可能性はきわめて高い。上記引用部分は東京大学史料編纂所本に拠るから、「廿九日地震二」以降の記事が、11月29日深夜の大地震にかかり吉田兼見が後日得た情報をまとめ、清書の段階でここに挿入したものであると考えることができる。

まず、「壬生之堂壊之、所々在家ユリ壊数多死云々」とあり、壬生寺が倒壊し、京都市中においても多くの家屋が破壊されて死者が多数出たことが記される。壬生寺倒壊については、後掲フロイス書簡にもみえる。「云々」(うんぬん)は、多くその記事が伝聞に基づくことを示す場合に用いられる表現で、京都市中の状況ながら兼見自身の実見を記したものではないと解釈できる。兼見は神職であり、死や血に触れることは本務遂行の最大の支障となる行為であるから、近隣の被災状況であっても伝聞情報に拠らざるを得なかったことは理解できる。

そして、「丹後・若州・越州浦辺、波ヲ打上、在家悉押流、人死事不知数云々」である。「云々」とあるからこれも伝聞情報であることは疑いない。ただ、丹後・若州・越州の海辺(「浦辺」)に波が打ち上がり、(海辺の)家屋を悉く押流し、多くの死者が出たという情報が兼見の元にもたらされたこともまた疑えない。情報源という視点からすると、兼見が越前北庄居住の佐竹出羽守(後掲)丹後田辺城主細川幽齋らとは茶湯・文芸などを通じて忸怩であったこと、神道祈祷を通じて天皇・公家から天下人たる豊臣秀吉、各地の貴賤に至る幅広い情報交流があったことが想起される。

波が打ち上がり家屋を押流したという記述は、まず『大日本史料』が注記するように津波と理解される。「丹後・若州・越州浦辺」は総じて若狭湾沿岸地域と理解され、「天正地震」にかかり若狭湾沿岸に津波が襲来した可能性がまずここに確認されるのである。飯田は津波とともに季節的な面を考慮して冬期の暴風雨にともなう高波・高潮の可能性も指摘しているが(飯田1987)、この点についての筆者の見解は後述する。

『兼見卿記』は続いて、12月17日条に、「越州佐竹出羽守書状到来、云、妹今

度大地震私宅壊落死去、青女兄弟也」と記している。佐竹出羽守（定実）は、かつて明智光秀の配下にあった武将で、光秀とともに兼見は交流を深くしていた。光秀が山崎の戦いで羽柴秀吉に敗れたのち、佐竹は丹羽長秀の扶持をうけ、長秀の越前領知とともに北庄（福井）に移るが、長秀がこの年（天正13年）4月に没した後も北庄にいたらしい⁴。「越州佐竹出羽守」とあるのはそのためと考えられ、越州（越前）にある佐竹出羽守から書状が到来し、（佐竹の）妹が「今度大地震」で私宅が壊落して死去したと伝えてきたのである。佐竹出羽守は「青女」（兼見の妻）の「兄弟」（兄）でもあった。

注目すべきは佐竹の妹の死であり、これが武家屋敷の倒壊による圧死と推定されることである。飯田は「天正地震」における北庄・敦賀の震度を6と推定している（飯田1987）。16世紀の建造物の耐震性を計り知るのは困難であるが、同じ地震で近江長浜城主山内一豊の6歳の娘「よね姫」を含む数十人が、「御城殿崩テ」圧死したという記録がある（『山内一豊武功記』『御家中名誉』）。後世に編まれた伝記的史料ではあるが、「屋根を切り破り」遺体を確認した状況も記されるから、城内の建造物倒壊、およびこれによる一豊娘らの死はまず事実として受け止められよう。飯田の推定では長浜の震度は7である。なにより天正11年4月の柴田勝家自刃、北庄落城後の復興状況がわからないので、単純比較できないが、門外漢の仕儀ながらもまずは現行の震度階級で北庄を6強と推定することは許されるのではなからうか。

『兼見卿記』の解析はさしあたり以上である。なお、兼見の弟で僧侶として権貴と交わった梵舜（1553～1632）の日記（『舜旧記』、『梵舜日記』とも）にも、同日の記事として「夜半時分二大地震良久シ、明日マテ如此也、近国之浦浜之屋、皆波二縊レテ数多人死也」とある。兼見と情報源を共有していた可能性が高く、「近国之浦浜」は『兼見卿記』のいう「丹後・若州・越州」とほぼ同義と考えている。「浦浜之屋」が「皆波二縊レテ」という表現に、津波の圧力に家屋が潰されていく光景を想像することもできる⁵。

（2）ルイス・フロイスの書簡

天文18（1549）年のシャビエル（Xavier, Francisco 1506～1552）鹿児島上陸以降、16世紀後期には多くのイエズス会宣教師が来日して布教活動をおこなった。ルイス・フロイス（Frois, Luis 1532～1597）もその一人である。ただ、フロイスが他の宣教師たちに比してとりわけその名を知られるのは、永禄6（1563）年来日して以来30余年間にわたり日本に滞在し、織田信長の厚遇に接して広く交友の場を拡大するとともに、その洗練された観察眼によって日本及び日本人を分析・評価し、ゆたかな著述力によってその言説を書き遺したことによる。

日本滞在中の宣教師はローマのイエズス会総長やゴアのインド管区長、その他のイエズス会士に宛てて活動状況を知らせる書簡を送るのを任務としていた。これら書簡は、航海上その他のリスク分散の配慮から原文を含め3通（異なる言語に翻訳された書簡含む）作成され、各別の船便でマカオ、マラッカに届けられた。アジアの中核基地であるゴアではさらに写本が数通整備され、ローマのイエズス会総長はじめ、ヨーロッパ各地のイエズス会修道院などに届けられたのである。

天正7（1579）年に日本巡察師として来日したヴァリニャーノ（Valignano, Alexandro 1539 ~ 1606）は、宣教師たちから送られてくる活動報告に含まれる錯誤・誇張・美化等を排し、日本布教長（のち日本副管区長と名称変更）のもとに編集した年次報告書（「日本年報」）としてヨーロッパに届ける規則を策定・実施した。フロイスは天正10（1582）年以降「日本年報」の執筆者でもあったが、その「詳述を好む」性格から、年報の形式にとられない書簡を送ることがあったという⁶⁾。

次に掲げるのは、フロイスの1586年10月17日付、下関発信、インド管区長ヴァリニャーノに宛てた書簡の一部である。史料引用は前段と同じく『大日本史料』第11編 - 23による⁷⁾。

本年（一五）八六年一月の初めに、堺及び都から以遠にかけて人々が未だ見聞した記憶がなく、さらに古い歴史書においても読んだことないほどの甚だ異常で恐るべき地震があった。何故なら、日本においては諸国で度々こうした地震があるけれども、今度の地震は桁外れに大きく、人々に異常な恐怖を与え、彼等を驚かせたからである。私達の暦の一月の何日かに当たる、日本の暦の第十一月の第一日に大地が震動し始めた。いつも経験するような揺れ方ではなく、流れを横断して行く船のように左右に揺れて四日四晩止むことなく続いた。人々は動転して我を忘れ、敢えて家のなかにはいようとはしなかった。何故なら、堺の市中のみで倉六十が倒壊し、その中で多数の人々が死んだからである。それより四十日間にわたって地震は時々起こったが、震動のない日は殆どなく、地下に生じた身の毛のよだつ甚だ恐ろしい轟音を伴った。地震が破壊した土地の被害は甚大であったので、それは信じ難いほどである。ここにはそれを目撃した人たちがのちに私達のパードレ達に語った主なことだけを書き留めることにする。

近江国の信長の時代に関白殿が居住した最初の地である長浜と称する城地には、千戸からなる町があったが、地面が震動して裂け、家屋の半数が人々と共に呑み込まれ、それが天空からの火であったのか、人間によって引き起こされたものであるか知る由もないが、残りの半数はまったく同じ時に発火して焼けてしまい、灰燼に帰した。都では家屋数軒と壬生の堂と称する大きな神社（templo

grande= 大寺院、外岡註) が倒れた。

若狭国には海の近くに長浜と称するたいへん大きな別の町があって多数のひと商品が行き交っていたが、数日間震動したのち、町全体が恐ろしいことに山と思われほどの大きな波浪に覆われてしまった。そして、その引き際に家屋も男女もさらっていきいしまい、塩水の泡に覆われた土地以外には何も残らず、全員が海中で溺死した。

美濃国には大垣という名のたいへん有名な城があった。そこにはかつてパードレ・グレゴリオ・デ・セステベスがいたが、それは山の上にあったので、震動し始めると、城と山が崩れ落ちて下方に沈んで見えなくなってしまった。このため、その場所には沼だけしか残らなかった。伊勢国では他にも大きな地震があって、驚くべき破壊があった。それらの中で、龜山と称する別の城は大混乱を来たして倒壊した。これらの諸国では、小銃の射程ほどの長さの亀裂をもったいくつかの裂目が地面にできた。そして、これらの裂目からはたいへん鋭く嫌悪すべき悪臭を放つ、ある種の泥ないし黒土が噴き出し、道行く者たちはこれに耐えることができないほどであった。(中略)地震が続いた間、そしてさらにその数日後には地震以外の他のことについては何も話されることはなかった。そして、異教徒たちは毎日目撃することや、遠隔地から聞こえて来ることによって恐怖に駆られて虚脱状態に陥っていた。しかし、それから数箇月もしないうちに、何事も起こらなかったかのように、それは、人々の話題から消えて忘れ去られてしまった。

欧文翻訳であるから、翻訳の質に信頼性が保証されれば理解に支障はない。

フロイスのこの書簡は長文で、内容は当時の副管区長コエリヨ (Coelho, Gaspar ? ~ 1590) が長崎から都へ、ついで都から豊後へ旅した記録である。この時期、遠隔地にある宣教師たちからの報告を一ヶ所に集め、船便の日程を気にしながら写を作成することは困難との判断から、コエリヨの指示で、「年報」は各地で調製する方式に変換していた(書簡冒頭部)⁸⁾。フロイスはこの旅に随行し、都で豊臣秀吉と面会した折には通訳も果たした。彼等の接待に大谷吉継が関わっていたことも同じ書簡から知られる。フロイスはこの旅に随行した別の司祭の叙述も活用しながらこの書簡を作成したが、「天正地震」にかかる上記引用部は、フロイス自身によって末尾に加えられた追記ともみえる記述(分量的には全体の3%ほど)である。引用部のみが一人歩きしないよう確認しておきたい。

ただ、「日本の暦の第十一月の第一日に大地が震動し始めた」と、その発生日に異同はあるが、若狭国の津波被災の描写、とくに「引き際」にさらっていくという部分など、実際に見聞した者の言質なくして得られない表現に読める。この津波が「数日間震動したのち」発生したことや、伊勢国では「他にも大きな地

震」があったことなど、「天正地震」の実体を探るために重要な情報が盛り込まれてもいる。近江長浜の被災については、長浜城にあった山内一豊娘等の被災記録（前掲）および近年の下坂西千軒遺跡・西浜千軒遺跡など「天正地震」にともなう液状化で琵琶湖に沈んだとされる湖底遺跡の調査成果が裏づける⁹⁾。美濃大垣城の被災については、江戸時代初期の史料ながら『一柳家記』に「天正十三年酉十一月廿九日之夜深雪大地震、伊豆守（一柳直末）居城濃州大柿（大垣）悉震覆、其上出火、城中一家不残焼」（括弧内註は外岡）とあり¹⁰⁾、大垣城の崩壊が記録され、フロイスの記した伝聞情報の信頼性を支える。

先述したように、この書簡の主旨は副管区長の布教旅行記にあるから、その主旨を逸脱したかたちで加えられた引用部は、フロイス自身の創意により記されたものと解することができる。「詳述を好む」性格による営為であったかもしれないが、イエズス会宣教師たちの活動報告（書簡・年報）は写本や刊行物として広く読まれ、日本にいる宣教師や信徒たちにもフィードバックされる性質をもったから、根拠や実体のない記述がはびこる機会は少ない。また、宣教師たちの報告は、文字通り上司への報告であると同時に、イエズス会という組織のなかで情報共有し、それぞれの立場で布教活動にいかしていくことを目的として作成されたから、その意味でも情報の確かさは担保されなければならなかった。

その意味で、フロイスの創意は根本的に末尾の傍線部「しかし、それから数箇月もしないうちに、何事も起こらなかったかのように、それは、人々の話題から消えて忘れ去られてしまった。」という文脈にあると考えている。過酷な天災とその災禍を忘れ去るといふ異教徒＝日本人の才能、あるいは性癖こそフロイスの注目したところであり、広く同志に伝えたかったことなのではあるまいか¹¹⁾。

いずれにしても、日本人が記した同時代史料にこれ以上具体的な被災情報を得ることは困難である。

ちなみに、津波記事の地名箇所の原語表現は“reyno de Vacasa”（若狭国）“Nagafama”（長浜）である。“Nagafama”について、若狭国に該当する地名が見出せないため、『大日本史料』は「小浜」の誤記、『新収日本地震史料（第1巻）』は「高浜」の誤記と、それぞれ註で推定している。商業港湾の規模という点では小浜が考えられるが、外国人が音声情報として得た地名とすれば母音の共通する「高浜」の可能性もある。高浜は「多数の人と商品が行き交う町であった¹²⁾。

（3）その他の関係史料、および小括

「天正地震」にかかる越前・若狭地域の地震・津波被災について記録した史料としては上記2点が基本文献といえる。次に掲げるのは、上記2点に比してやや断片的ながら、「天正地震」にかかる越前・若狭の被災状況を推定する際に参考

となる史料群である¹³⁾。

『顯如上人貝塚御座所日記』

本願寺門主顯如が和泉国貝塚（願泉寺）に移り、その後大坂天満に本願寺を移転するまでの期間（天正 11/1583 年～ 14/1586 年）顯如の祐筆であった宇野主水が記した日記で、関連記事は下記の通りである。

（天正 13 年 11 月）十一日、夜九半時地震、此比ヒカリ物飛、ミタル衆多之、廿九日、夜四半時大地震（以下略）

十二月四日、（中略）追而、天正十三十一月廿九日夜大地震二、京都三十三間ノ堂ノ仏イツレモ倒給ト云々、（中略）近江・越前・加賀別而大地震、和泉・河内・摂津同前、六十余州大地震同前也、サレトモ別而破倒タル国ト、サホトナキ差別在之云々、一々難知之、不及注之者也、八十余歳之老人モ、如此事見聞タル事無之云々、

記主は和泉国貝塚（大阪府貝塚市、貝塚は願泉寺の寺内町である）にあり、11 日の「夜九半時」（深夜 1 時頃）に「地震」（29 日は「大地震」）を体感し、近頃「ヒカリ物」を目撃した人々が多くあったことに思索をつなげている。地震の前兆現象とされるいわゆる「地震光」と解される。「天正地震」にかかる同時代史料で、29 日以前の異常現象について記したものは、のみが確認できている。

そして、12 月 4 日条の追記に、まず京都三十三間堂の仏像倒壊の報が載せられ、さらに「近江・越前・加賀別而大地震」以下の記述がある¹⁴⁾。『兼見卿記』の場合と異なり、のみの場合は記主が当該情報に接した時に記事として載せられたのである。近江・越前・加賀が格別の大地震に襲われたとの情報に接したことが記される。これらの諸国はそれぞれ本願寺に接続した一向一揆の活動が顕著であったから¹⁵⁾、情報源、あるいは本願寺の関心という点で、和泉・河内・摂津という地元周辺の記載に先んじて書かれた理由も読める。

引用部後半に、記主は全国的に被災の報がある（「六十余州大地震同前也」）としながらも、「別而破倒タル国ト、サホトナキ差別在之云々、一々難知之、不及注之者也」と記す。すなわち、被災の程度に地域差があり、その詳細についてはいちいち知りがたく、注記することができないというのである。また、「八十余歳之老人モ、如此事見聞タル事無之云々」と、80 歳を超える老人の経験にもない大地震であったとも記している。このあたりの記述は分析的・理知的で、「天正地震」の全容解析のために重要な情報となると考える。

『長滝寺莊嚴講記録』

美濃国長滝寺（現在は長滝白山神社、岐阜県郡上市白鳥町に所在）に伝来する莊嚴講（法華経講読の仏事）の記録で、天正13年の執行記録の余白に書き込まれた覚書に次のようにある。

于時天正十三年乙酉十一月廿九日亥子刻二大地震初候而、十二月廿五日迄、夜昼ヨリ申候、（中略）江州左保山・長八マ・尾州河内・越州北莊・ツルカ（敦賀）日本国中在々所々及滅亡候、先代未聞候、然共当寺本尊・社中已下諸人一人モ無何事候、致祈祷を候間、神恵不思儀（議）と難有と万人申触候、

記主は長滝寺で地震を体感した。そして、「江州左保山・長八マ・尾州河内・越州北莊・ツルカ、日本国中在々所々及滅亡候」と記した。「江州左保山・長八マ」は近江国佐和山（彦根）・長浜、「尾州河内」は尾張国伊勢湾岸地域（津島市・弥富市周辺）で、これら地域が福井・敦賀とならんで「滅亡」に及んだというのである。記事全体の主旨は後半部（「然共」以下）にあり、長滝寺においては本尊・社中（白山神社）以（已）下、諸人ともに何事もなく、これは祈祷のお蔭（「神恵不思儀と難有」と皆（「万人」）喧伝（「申触」）したと記す。「滅亡」は過大評価かもしれない。ただ、『兼見卿記』やフロイス書簡、上記と比見して、記主がこれら地域の被災情報に接したことは疑いない。そして、みずからの周辺に災禍がなかった幸運を仏神の加護と深く感じるほどに、聞き及んだ各地の被災が深刻であったことも感じ取れる記事である。長滝寺の莊嚴講という重要な恒例仏事の執行記録の余白にある意味はむしろそこにあると考えたい。

ただ、現代科学は長滝寺周辺無事の原因を仏神に求めないであろう。その意味では、比較的震源に近いとも推定される地域情報として重要である。

四宮神社棟札銘

丹後国加佐郡河守（旧大江町、現在は京都府福知山市に属する）に所在する四宮神社の再建棟札に「天正地震」の記録があり、『兼見卿記』とならんで、丹後国への影響を知る重要史料である。

（表）天正十三年乙酉十一月四日宮立同十二月十三日宮遷時之「領主上原福寿軒願主津田善助 大工与左衛門」十一月廿九日子時大地震動（裏の銘文略す）

棟札は建造物の造営・修造等の折に、その記録（年次、事業者、工期・工程など）や祈願文を載せて、多くは柱や屋根材に打ちつけられた木札である。天正13

年に修造事業を遂行した四宮神社では、建造（「宮立」）と遷宮の間で地震に遭遇したようである。地震による新築社殿の破損等については触れるところがないから、無事、あるいは軽微だったようである。地震の記事が加えられた意味については、さまざま考えられるが、前向きに解せば地震に耐えた実績を記し神慮に敬意を表したということになるだろう。

さて、「天正地震」での越前・若狭地域の被災状況を伝える文献史料は現状で以上がすべてである。現状では、越前・若狭にのこされた史料によって被災状況を知ることはできない。古代・中世の史料ののこりかたからしても、記録者・記録保存者が首都及びその周辺（天正期であれば京都・大坂・奈良等）に偏在し、地域で地域情報をのこす営みが総じて弱小であったこと、情報収集力及び記録保存力¹⁶⁾においても首都及びその周辺地域と地方との格差は顕著なことなどを考慮すればやむをえないことである。

また、上記各史料でも明らかな通り、天変地異に対する記録者の視点は理知的・分析的であるより情緒的・観念的であり、被災状況の数量的記録（死者数、倒壊家屋数、津波の高さや侵入距離など）を期待することは困難で、21世紀、東日本大震災後の地震・津波研究がもつめる情報が得られない恨みがある。

たとえば、『兼見卿記』は引用部にこそ具体的な被災状況に関する情報が記されているが、以後は地震の継続をわずかに記すばかりで、記述の中心は「以外凶事」との判定を受けて開始された神道祈祷の実施状況へと移っている。兼見が日記をつける目的が、見聞した出来事を詳細に記録することばかりではなく、神事を司る身としてどのように対処したかを記録し、子孫の先例とすることにあったことをおもえば、何ら不思議なことではない。

フロイスの記述は明快で具体的であるが、地震・津波の被災情報が書簡の主旨ではないので、おそらくは本来見聞した情報の断片であり、とくに衝撃的な状況のみを抽出して、にもかかわらず忘れていく日本人の性癖に注意を喚起したのであった。「詳述を好む」フロイスである。地震・津波被災の報告を主旨とする書簡であれば、各地の宣教師から寄せられた情報を逐一載せたであろう。

ただ、これら関係史料を通覧して感じることは、「天正地震」が複数の地震を含んでいた可能性である。フロイスの記述にある、「数日間震動したのち」に津波が襲来したという情報、「伊勢国では他にも大きな地震があって」という情報がとくに重要とおもわれる。『兼見卿記』が津波襲来を29日のことと記しているのは、後日入手した津波情報その他を兼見自身が体感した29日の地震と結びつけて理解した結果である。近江・伊勢の被災についても、フロイスの記述から理解すれば、近江と伊勢で相互に時差があるのかもしれないのである。

顯如らが体感した11日の地震とその前兆としての地震光についての情報は、さ

らに「天正地震」の実体を考える重要な情報となろう。「天正地震」を単独の地震と考えると、津波理解（飯田の暴風雨説含む）震源の未確定という課題が生まれているのであれば、もういちど、文献史料に即して事実関係を再構築する必要もあろう。以上の史料解析がその契機となれば幸いである。

2. 「くるみ浦」の伝承

常神半島の東側には現在集落がない。行政区分では常神半島の山尾根を境にして美浜町（東側）・若狭町（西側）となるので、常神半島の美浜町側には集落がないと言いかえることもできる。ちなみに若狭町側には現在、塩坂越、遊子、小川、神子、常神の5集落がある（地図参照）。しかし、常神半島の東側にかつて「くるみ浦」という集落があり、これが津波によって消滅したという伝承がある。

『西田村誌』（1955年、西田村誌編纂会）小川村の項にその伝承が紹介されている。以下に示そう。

小川の裏の山を越した日本海岸を血の浦といひ、そこには以前クルビといふ村があったが、或晩村人が出漁中に大津波がおしよせて、神社と寺と民家一軒だけを残して全滅したが、その一軒家は後に早瀬へ移住し、今は再転して大阪にゐるといふ。クルビ村がなくなった時、日向は海をもらひ、早瀬は山をもらひ、小川は御本尊の延命地藏尊をもらって、海蔵院へ祀ったといはれている…。



「くるみ浦」は文献史料によってさまざまな表記がある。上記「クルビ」もそのひとつで、その他「久留見」「くるミ」などがある。小論では「くるみ浦」で

統一する。

上記伝承は、「くるみ浦」の津波による消滅と生存者の移住、「くるみ浦」の遺産の行方を語るが、主旨は伝承成立時の権利関係の確認・固定化にあると考えられる。小川浦は山を越えて隣り合う位置、すなわち常神半島の西側に所在する集落である。日向浦・早瀬浦は常神半島に続く東側の若狭湾岸に所在する集落で、陸続きというより海により隣り合う集落という認識が適切である。

「くるみ浦」は文献史料によってもその存在が確認できる。その存在の年代的下限を示すのが次の文書である（記号」は原文改行を示す）。

一、くるみ浦海山之事、

右此うミ山ニおいて者、さうい有間敷候、此上いつかた」からなり共罷出候て、何かと」申もの御座候へ者、其時之」くばうとしてくせ事二」可仕物なり、仍而為後日之状如件、

永禄元年

十月十六日

甚右衛門 書判

二郎右衛門 書判

八郎右衛門 書判

くるミ惣百性中

原本ではなく写であり、そのうえ連署する甚右衛門ら3名の素性が未詳であるので文書の性格が確定できないが、「くるみ浦」の海・山における既得權益を認める内容で、一般に契状という題名が付けられる文書である。「何かと申もの御座候へ者（ば）其時之くばう（公方）としてくせ（曲）事二可仕物なり」、すなわち、「くるみ浦」の權益に異議を唱え妨害する者があれば、その時点の公方の責任で処置する（異議・妨害を排除し、その関係者を罪科に処す）という表現から推断すれば、近隣する村・浦相互の確認事項を示す証文として作成された可能性が高い。その意味では、連署する3名は関係する村々・浦々の代表者という理解になる。「公方」は本来公権力一般、多くは領主をさす。この文書の場合も連署者等の責任で領主に提訴し解決する意と理解しておく¹⁷⁾。

「くるみ浦」の規模を示す史料としては、大永2（1522）年3月の「上瀬宮祭礼神事次第写」がある¹⁸⁾。この文書は、上瀬宮（宇波西神社）で毎年おこなわれる神事の次第（プログラム、神官等の役割分担）とあわせて、神事祭礼を支える村・浦の負担が記されており、「くるみ浦」についても神事祭礼の各場面で「代百文 めばち五十 かみ一てう（帖）白米三升」「三升盛式前（膳）式升盛壺前」などとみえる。負担の額・数量は各村・浦の規模を反映するが、他と比較して「くるみ浦」の負担に遜色はない。

さて、このように文献史料にその存在が確認される「くるみ浦」が前掲永禄元（1558）年の文書を最後に姿を消し、17世紀、江戸時代の初期には「久留見領内松ヶ崎網場」「久留見山」など、前掲伝承通りに早瀬浦・日向浦の利用域となっている海・山の地名としてしかあらわれないことが確認される。

「くるみ浦」が消滅したのいつのことか。まさにこの点が論点となる山境相論が寛文年間（1661～1673）に早瀬浦・日向浦の間で起こっている¹⁹⁾。

史料

乍恐言上仕候

一くるみ浦と申在所、百年斗以前にたいてん」仕候、其後木村常陸様御代三方郡浦中」海成山手の御年貢御定被成候時、くるみ浦」之領内海山とも二永代早瀬浦へ被仰付」則御書被下、于今支配仕、御年貢御」納所仕候御事、
一くるみ浦之領内こわ清水山と申所に」日向浦さかやと申者当春新法二小屋を」かけ薪木切申故、日向浦へ両度断申候へ八」却而我領内之様二申候（以下略）

寛文拾弍年

子ノ八月二日

早瀬浦

庄や久右衛門

惣百姓中

御奉行所様

史料

乍恐返答仕候

一早瀬浦よりくるみ浦退転仕候儀百年」以前と申上候へとも、此儀分明には覚不申と」奉存候、くるみ退転之儀者百五十年余に」及申候、古武田様之御代、大永弍年にも」早瀬浦山ノ庄之百姓、瀬嶋二大網を立、山」堺も瀬嶋と申懸候故、海山相論仕候時、日向浦利運二被仰付、御書頂戴仕候儀者」百五十年余二及申候、然所二唯今早瀬より」百年已前海山支配仕候と申上候へとも偽て」御座候、くるみ山ノ下網場之分、不残日向浦」支配仕候、海成御定以来にも、浅野弾正様・」羽柴少将様、此外御代々にも、網場之相」論仕候得とも、如先規日向浦へ被仰付、御書」頂戴仕候、（以下略）

寛文十三年癸丑六月六日

日向浦刀祢

六郎右衛門

惣百姓中

御奉行所様

「くるみ浦」の領内「こわ清水山」の領有をめぐる相論で、早瀬浦の主張の論

拠は、史料の傍線部に、「くるみ浦」は100年ばかり前に退転（滅亡）し、その後、木村常陸介の支配に属した時代に税制（「海成山手」）を定めたときに、「くるみ浦」領内については海山ともに早瀬浦の支配と決まり、「御書」（後掲史料）も下され、税も現在まで納めてきている、というところにある。

一方、これに対して日向浦は、史料にみえるように、「くるみ浦」退転を150年余前のこととし、「古武田様之御代」の大永2（1522）年に「早瀬浦山ノ庄之百姓」との網場相論で勝訴（「利運」）して以降、「くるみ山ノ下網場之分」については日向浦が支配し、（木村時代の）税制施行以降の網場相論でも勝訴を重ねていることを論拠として反論した。

早瀬浦、日向浦がそれぞれ支証とした文書は大方現存しているが、これらのうち若干の問題を含みながらも重要な文書が次の1通である²⁰。

史料

一筆申遣候、仍くるみ浦、海山共二早瀬浦江申付候間、永代地行可仕者也、為其如件、

木村宗左衛門尉

由信（花押）

天正十二八月十六日

早瀬浦惣百姓中

「くるみ浦」退転を寛文12（1672）から100年以前の元龜3（1572）年頃と主張する早瀬浦にとって、この文書は有力な支証として機能した可能性がある。

原本が現存しないため写真による確認という前提ながら、料紙は縦紙、「年」が落ちる様式は折紙の付年号のもので縦紙の様態とは合わない。創作とは言えないまでも、本来折紙に認められた正文を縦紙に写したものである可能性も指摘できるが、この木村由信は史料にみえる「木村常陸様」（木村常陸介重茲）の家臣で、花押にも不自然さは感じられない。また、「海山共」に早瀬浦が領有という点で、伝承と異同を生じるが、現実の法廷ではこれが有力証拠として採用されたようである。

一方、日向浦は「くるみ浦」退転を150年前＝大永2（1522）年頃と主張するが、これは明らかに武田氏から得た裁許（勝訴）を意識していると考えられる。他の関係史料とも総合すると、日向浦が支配する網場（海）の境が陸上へも伸び、山境として機能するということがあった。地先水面領有の論理を逆手に取った印象があるが、その前提には、早瀬浦が「海山とも二」という主張をしてきたことへの危機意識があろう。

この相論は小浜藩法廷での審理を経て最終的に早瀬浦の勝訴に帰した。この種

の相論の場合、まずは近隣の庄屋等を仲裁人にてたてて内済（下済＝示談）が図られるのが通例で、本件においても試みられたのであるが不調に終わり、公訴へと発展したのであった。日向浦は過料（罰金）5貫文を支払い、判決後の早瀬浦・日向浦それぞれの権利関係は絵図のかたちで固定化されることとなった²¹⁾。

ただ、この相論の関係史料にいくつか興味ある文書が存在する。「くるみ浦」退転後の「くるみ浦」住人「魚見大夫」の行方である²²⁾。

史料

口上書之覚

一日向浦と申八凡千年以来之村にて御座候、早瀬浦と申八日向より以後之村にて御座候、其証拠分明御座候、日向」之枝村に古くるみ浦と申在所御座候、此くるみ退転」仕申八九拾年におよひ申と存申候、只今早瀬より進退」仕候境戸山と申八、古くるみ浦の山にて御座候を早瀬」浦へ買取申候間、沽券状可有御座候、此沽券状」御吟味被為成、御覽被下候者、山境分明にしれ可申と」奉存候、其後くるみ浦退転仕候時、くるみ浦之百姓」魚見大夫と申もの早瀬浦へ浪人仕二付、相残ル山も」早瀬浦より進退仕候御事、（以下略）

日向浦六郎右衛門

史料

以上

態一筆申遣候、」仍魚見大夫其」浦へ直候之由候間、」前より此者我等」目をかけ候之条、」夏之いかあミ」壱かわ如先規」とらせられ候者、可為祝着者也、

八月十日

木宗左（花押）

日向浦」刀祢」百姓中

は年月日未詳ながら、当該相論のなかで作成された文書であることは疑いない。寛文13年6月（22日以前）の作成であろう。「くるみ浦」を日向浦の「枝村」（支村）と称し、その退転を90年前としている。寛文13（1673）年の90年前は天正11（1583）年である。この年に木村常陸介は三方郡支配となる。150年前という前主張と異なるのはに屈服した結果とも推察されるが、「くるみ浦」領の山を早瀬浦が支配する由来を、買取と「くるみ浦」住人「魚見大夫」が早瀬浦に「浪人」（この場合は正式な村落住人資格を持たない居住者の意）した事実として語るところは結果的に敗訴となった側の主張とはいえ重要である。

「魚見大夫」の実像を他の史料等によって知ることはできないが、中世百姓身分の人名としては、漁業を主たる生業とする集落の指導層に属したという印象が濃厚である。本来「くるみ浦」の刀祢などの地位にあったものと想像される。「く

るみ浦」退転のなかでそのような人物が、おそらくは唯一人生き残るといふ展開は、冒頭の伝承との合致という意味でも興味深い。

そして、に目を転じると、その「魚見大夫」が日向浦に移住（「直（り）」）した事実が語られる。は「木宗左」（木村由信）の紹介状と理解できる文書で、「我等目をかけ候」（由信らと良好な関係を有している）「魚見大夫」が木村由信に依頼して受領した文書に他ならない。「魚見大夫」はこれを日向浦（おそらくは刀祢六郎左衛門の元）に持参し、漁業権の分与を願い出たのであろう。との関連で素直に読めば、「魚見大夫」はまず早瀬浦に「浪人」し、その後日向浦に「直」ったことになる。木村由信が木村常陸介とともに三方郡支配にかかわるのは天正11年4月頃から天正13年8月上旬までであるから、は天正11年～13年のいずれかに作成されたことになる。のいう「くるみ浦」退転は90年以前という認識は限りなく真実に近い。および「魚見大夫」の移住を考慮すれば、「くるみ浦」退転は、天正11（1583）年後半期から翌12年前半期のことと確定してよいだろう。

さて、それでは、本章の冒頭に紹介した「くるみ浦」退転とその遺産配分についての伝承が滅亡の理由とする津波はどのように理解されるであろうか。「天正地震」にかかる津波が襲来したと考えられるのは天正13年である。伝承にいう「くるみ浦」退転を引き起こしたのも津波とすれば、津波は2度襲来したことになる。

それにしても、90年前の記憶は地域社会から簡単に失われてしまうのであろうか。高度情報化が進み、人の移動も頻繁になった現代社会のことではない。嘗々と過去からの時間と空間を受け継ぎ、基本的にはそのかたちを変えることなく未来へ伝えることを責務としてきた社会であれば、むしろ多くの記憶を共有し伝承してきたはずである。もちろん、フロイスがその慧眼をもってみつめた日本人の忘却力を想起すれば、90年前の「くるみ浦」退転という衝撃的な事実も地域社会のなかでも風化していたのかもしれない。思い出したくない災害の記憶であればなおさらである。

しかし、一方で彼らは150年前の文書を支証として相論に備える努力も忘れていない。そこに疑問があった。のみでも「くるみ浦」退転の時点は確定できたにもかかわらず、もあわせて考察の対象としたのは、「くるみ浦」退転と津波が結びついた理由を「伝承の成立」という視角から検討する素材を提供したいという筆者の意図がある。

忘れたのでなければ、現実の利害や課題解決のために、過去の歴史や記憶が封印され、100年前、150年前という虚ろな言説が構築された可能性があることにおもいを馳せなければならない。当時、早瀬浦・日向浦が直面していた現実がそ

れほど過酷であったのか。「くるみ浦」退転に関する別の記憶があるのか。そのあたりはきわめてデリケートな問題を含む。今ここでは、「くるみ浦」退転が津波の原因としていない可能性と、その可能性を前提としつつ、「くるみ浦」退転が天正13年の津波襲来という地域社会が共有する記憶と融合し、津波による「くるみ浦」退転という伝承となっていった過程が存在し得ることを指摘するに留めておきたい。

おわりに

文献史料を読むことを通じて過去の地震・津波と向き合うことの重要さと困難さを今感じている。文献史料に地震・津波の記録はあっても、地上・地中にその痕跡を見出し得ない。また、その逆に地上・地中に地震・津波の痕跡を発見しても、これに相当する文献史料がないということがある。それぞれの研究成果が落ちつく場を失い、現在・未来の防災にいかされる機会にも届かず、さらには研究の質さえ疑われるという展開は、しかし、これからはあってはならないことと考えている。

正直に言えば、「くるみ浦」退転をもたらした津波と、「天正地震」の津波が一致することを予測していた。しかし、予見を排して歴史史料に向き合うなかで、「天正地震」にかかる文献史料にみえる若狭湾津波と、「くるみ浦」退転の理由として伝えられる津波が別個のものであることが明らかとなった。

今後は科学的調査や地震・地質の専門的知見にもとづく地震研究に委ねることになる。津波の痕跡が確認されるのか、痕跡は天正期に2度なのか、予見を排して謙虚に対象に向き合うことを通じてしか、正当な評価が得られる調査・研究成果は得られないであろう。現実の利害によって過去の歴史を封印するようなことがあればなおさらである。学問領域間のメンツ争いも不毛である。

筆者は今後もさらなる文献史料の収集と、災害伝承の採集に努める。筆者にあたえられた役割は、収集・採集した情報を読み解き、提供していくことにある。歴史学は直接未来を変える手段を持たないが、過去と向き合いながら背中に未来の温度を感じることでできる学問である。今はやや冷たい。これを少しでも暖かくする未来設計の議論が進むことを期待してやまない。

註

- 1) 地震の発生時刻については、京都：『兼見卿記』(子刻)、『舜日記』(夜半分)、『東寺執行日記』(夜之中前)、『華頂要略』(子時) 奈良：『多聞院日記』(亥下刻)、『寺務初任日記』(子之刻計) 丹後：『四宮神社棟札』(子時) 和泉(貝塚)：『頭如上人貝塚御座所日記』(夜四半時) 伊勢：『外宮遷宮近例』(子刻) 三河：『家忠日記』(亥刻) 美濃：『長瀧寺莊嚴講記録』(亥子刻)となっている。なお、伊勢：『外宮遷宮近例』は、「亥刻」に「大地震」があり人々が家から逃げた後に「子刻又弥大地震動」(子刻にまたさらに大きく大地が震動)して人家が多く破損し人も数多く死んだと記している。地震が午後 11 時(亥下刻、夜四半時)から午前 0 時(子刻/時)の時間帯に発生し、間隔を空け 2 回震動した可能性がある。
- 2) 日本活断層学会 2010 年度秋季学術大会で、「1586 年天正地震シンポジウム」がもたれている。大会報告の予稿集が Web 公開されており、通読することができた。予稿集に拠る限り、震央については養老断層の可能性が高いことは理解できたが、地震・活断層研究に関わる研究者間でも「天正地震」の評価についてはなお未確定な部分が多く、追究の必要があるという認識で一致しているように感じられた。とくに、良質な歴史史料の選択・抽出と、その解析による有用な歴史情報の獲得が必要との指摘もあり、歴史研究者の端くれとして重く受け止めている。
- 3) 岸本眞実『兼見卿記』(一)文禄二年自正月至六月』(『ピブリア』118、2002 年)参照。岸本の紹介に拠れば、第 3 冊以降と第 1 冊・第 2 冊とは本のサイズ(分量)も異なり、第 3 冊以降がすべて書簡類などの紙背を利用して書かれているのに対し、第 1 冊・第 2 冊は新規の料紙に書かれているという。
- 4) 丹羽長秀の死後、越前は分割領知となり、北庄は堀秀治の支配となった。長秀の子長重は若狭に移る。「越州佐竹出羽守」の記載が兼見の誤認である可能性もまったくないわけではないが、このように考えておく。佐竹が妹と同居しており、壊れたのは佐竹邸なのか、あるいは妹は別家に嫁いでおり、妹は嫁ぎ先の武家邸で死んだのか、これも判然としないところがあるが、「私宅」と表記する以上、佐竹邸と考えるのが穏当であろう。
- 5) 梵舜のいう「近国」に、『兼見卿記』に「江州・勢州以外人死云々」とみえる江州・勢州(近江・伊勢)も含めることは可能であろう。また、「波二縊レテ」の「縊」を「溢」の誤記(梵舜)・誤写(後世の書写者)と解することも解析の範囲にはあるが、底本に記された文字を尊重し、これは採らない。
- 6) イエズス会宣教師「日本年報」の詳細については、松田毅一監訳『十六・十七世紀イエズス会日本報告集』第 1 巻「解題」参照。
- 7) 『大日本史料』は「エヴォラ版日本書簡集」(詳細は註 6) 著書参照)を底本に「ローマ・イエズス会文書」による補綴を施している。引用史料では煩雑を避けて補綴部を括弧等で表示していない。「若狭国には」「長浜と称する」はその補綴

部分にあたるが、適切な原文復元と評価している。フロイスが上司の指示で天正11(1583)年から編集をはじめた『日本史』(主題はザビエル以降の日本布教史)でも、若狭、長浜となっている。

- 8) 『大日本史料』は「天正地震」にかかわる記述のみ掲載している。書簡の全容については、松田毅一監訳『十六・十七世紀イエズス会日本報告集』第 期第 7 巻に拠った。
- 9) 滋賀県立大学林博通研究室の調査で、「天正地震」にともなう液状化で琵琶湖に沈んだ集落と推定される下坂浜千軒遺跡(2006年)、西浜千軒遺跡(2011年)が確認されている。京都新聞記事による。
- 10) 『一柳家記』は伊予西条藩主(のち播磨小野藩主)一柳家の由緒書。成立は寛永18(1641)年。著者は一柳図書。叙述の中心は、豊臣秀吉、徳川家康に仕えた直末・直盛兄弟の戦功書である。引用部は、『改定史籍集覧』に拠った。
- 11) フロイスの記述がキリスト教徒のなかでステレオタイプ化された受難・地獄の様相と重なる印象がともなうのは、脚色というよりむしろヨーロッパの人々にその過酷さを理解させる修飾語技術であると理解している。フロイスの日本及び日本人に対する観察眼、分析力は彼の著作『日欧風習対照覚書』(刊行物としては『日欧文化比較』)や『日本史』に顕著である。
- 12) 高浜は逸見氏の城下町として発展したが、弘治2(1556)年6月の小浜明通寺梵鐘新鑄の勸進記録(『明通寺文書』)によると、「高浜惣浦」として1貫500文の銭を喜捨しており、これが同記録に記載される村・浦の最高額であることから、商業・流通を通じた富の蓄積も豊かであったと推察される。
- 13) 史料引用は、『大日本史料』第11編 - 23()、『同』第11編 - 25()を基本とし、 については、『白山史料集』(下出積與監修、石川県図書館協会、1987年)収録の「荘殿講執事帳」を参照した。
- 14) 中略とした部分には、飛騨帰雲城の山体崩壊による壊滅と、その土砂によって河川がせき止められ、城下が大洪水となって城主・家臣・地域住民ともに全滅の記事がある。帰雲城の被災は「天正地震」の象徴的事象として紹介されることが多く、その分文献史料も豊富であるが、同時代史料となると (中略部分) くらいしか確認できない。
- 15) 一向一揆の顕著な組織的活動は、天正8(1580)年の加賀一向一揆鎮定で終息していると考えられる。越前一向一揆もそれに先立つ天正3年に終息し、柴田勝家の支配に属しているが、「外来支配者への無言の反発、自らの「国」を圧伏された無念の思い、それらが複雑に入り混じって、柴田氏支配下の多くの人びとはなおも真宗を支持し続け、やがて近世越前教団の再建へと向かっていった」(『福井県史』通史編2・中世、第4章第5節、執筆：金龍静)のであり、本願寺と越前と

の連携は切れることがなかった。煩瑣となるので詳述を略すが加賀・近江についても同様である。

- 16) 平安時代以降は公務の世界でも中央・地方を問わず、人の異動とともに公文書も多く移動する、あるいは公職の家業化による公文書の私有という状況があった。したがって、たとえば貞観 11 (869) 年の「貞観地震・津波」の情報も『日本三代実録』編纂の段階では存在した可能性もある、被災報告が京にもたらされる各時点で作成された文書や地震の報が京にもたらされた時点で記された記録(日記等)は現存しない。陸奥現地においては期待しようもない。公文書が反故として紙背再利用の機を得て偶然のこされるケースもあるが、これは稀有に属する。戦国動乱は安定した文書記録の作成保存を許さなかったり、たとえその事業があっても記録主体の変転によって失われる可能性が高かった。越前・若狭地域は戦国時代を通じて既存政権が崩壊し外来支配者が短期に交代しながら行政を担当した。したがって、寺社等の記録を除けば、継続的な地域情報の保存は困難な地域といえる。その寺社等についても、戦乱による衰微のなかで記録保存力を維持し得なかったとおもわれ、現状では当該期のまとまった記録史料を確認していない。
- 17) 「公方として」以下の文言は、中世後期の契約文書等にしばしばみられる慣用表現で、いわゆる違約文言の一種である。『福井県史』資料編 8 は安堵状とするが、安堵状という題名をつけると、上位権力(公方)からの権益保護・承認の意であり、連署者は奉行人クラスの武家でなければならない。しかし、署名は名字を欠くなど武家とは判定し難い。文言の様相からは民間でかわされる契約文書と解されるので、題名を契状とした。
- 18) 若狭町「宇波西神社文書」(『福井県史』資料編 8、735 頁)
- 19) は「早瀬区有文書」、は日向浦の「渡辺六郎右衛門家文書」、なお、「早瀬区有文書」「渡辺六郎右衛門家文書」「上野山九十九家文書」(後掲)については、美浜町誌編纂室所蔵写真帳を利用した。
- 20) 「早瀬区有文書」、原本写真が『若狭漁村史料』に掲載されている。日向浦が論拠とした武田氏の裁許状は、「渡辺六郎右衛門家文書」大永 2 年 12 月 22 日付武田氏奉行人連署奉書(『福井県史』資料編 8、674 頁)である。
- 21) 過料上納の文書は「渡辺六郎右衛門家文書」寛文 13 年 6 月 23 日付「指上ケ申一札事」、絵図は早瀬浦「上野山九十九家文書」の「字久留見山絵図」
- 22) 「渡辺六郎右衛門家文書」

追記：小論脱稿後、松浦律子「天正地震の震源域特定：史料情報の詳細検討による最新成果」(『活断層研究』35、2011 年)に接した。「天正地震」理解に共有すべき論点があると感じている。今後の研究に座右の論考としたい。